

習志野市公告第98号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び習志野市財務規則(平成3年規則第25号)第122条の規定により、一般競争入札の実施について必要な事項を次のように公告する。

令和8年10月13日

習志野市長 宮 本 泰 介

1 一般競争入札(電子入札・事後審査入札)に付する事項

- (1)業 務 名 谷津保育所給食調理業務委託
- (2)履行期間 令和9年3月1日から令和12年3月31日まで(長期継続契約)
- (3)委託内容 谷津保育所の在籍児・一時保育事業利用者・職員等の給食を適切に調理し提供する。
- (4)予定価格 2,492,838円(消費税及び地方消費税を含む。)
(令和8年度:令和9年3月1日～令和9年3月31日相当)

2 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1)習志野市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)の委託区分に登録されている者のうち、大分類「医療・医事・給食」に業種申請をしている者。
- (2)平成28年度以降に、下記ア～ウのうちいずれかに該当する実績を有する者であること。
 - ア:習志野市内の保育所・こども園で給食調理業務の実績があること。
 - イ:千葉県内の保育所・こども園で給食調理業務の実績が5か所以上あること。
 - ウ:千葉県外含め、保育所・こども園で給食調理業務の実績が10か所以上あること。
- (3)習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく指名除外措置を、本入札の公告の日から本業務の落札者決定の日までの間、受けていない者であること。
- (4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

② 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。

③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。

(5) 本入札に参加しようとする者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

3 入札参加申請

入札参加を希望する者は、「ちば電子調達システム」(以下「電子入札システム」という。)により「競争参加資格確認申請書」を提出すること。

その際、「事後審査入札参加申請書兼誓約書」(「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」の本公告掲載箇所からダウンロードすることができる。)を、電子入札システムのファイル添付機能を使用し、提出すること。

なお、事後審査入札のため、資格確認に関するその他の資料提出は必要としない。

(1) 申請期間

令和8年10月13日 正午から

令和8年10月20日 午後4時まで

(2) 入札参加確認通知

入札参加を確認した場合は、令和8年10月21日 正午までに電子入札システムにより通知する。

4 入札方法

(1) 入札方法

入札者は、電子入札システムにより入札金額を入力すること。この際、必ず「入札金額内訳書」を、電子入札システムのファイル添付機能を使用し提出すること。

「入札金額内訳書」は、「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」の本公告掲載箇所からダウンロードすることができる。

(2) 入札金額

入札金額は単年度(令和8年度)金額を入力すること。入力する単年度(令和8年度)金額は、令和9年3月1日から令和9年3月31日までの金額とする。

【入札金額＝月額×1か月(令和9年3月1日から令和9年3月31日まで)】

【月額＝令和9年3月1日から令和12年3月31日までの総額

÷37か月(小数点以下切り捨て)】

契約金額決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書提出期間

令和8年10月22日 午前9時から

令和8年11月2日 午後4時まで

(4) その他入札に関することについては、入札要領によるものとする。

5 開札

(1) 開札日時 令和8年11月4日 午前10時00分

(2) 開札場所 習志野市役所庁舎 4階入札室

6 契約条項等を示す場所及び日時

(1) 仕様書等を示す場所及び日時

① 「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「入札情報サービス」に掲載するので

閲覧又は必要に応じてダウンロードすること。

・アドレス <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

・期 間 令和8年10月13日から令和8年11月2日まで

② 総務部契約検査課窓口(習志野市役所庁舎3階)

・期 間 令和8年10月13日から令和8年10月20日まで

(午前9時から午後4時まで、閉庁日を除く。)

(2)仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、Eメール又は、ファクシミリにより提出すること。

この場合、必ず電話にて受信を確認すること。

① 提出期間 令和8年10月13日から令和8年10月22日

② 時 間 午前9時から午後4時まで

③ 提出先 総務部 契約検査課 契約検査係 委託担当

Eメールアドレス nyuusatsu@city.narashino.lg.jp

ファクシミリ番号 047-453-1855

なお、質問に対する回答は、令和8年10月27日に習志野市ホームページに掲載する。

7 契約保証金

免除

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1)指定した入札方法以外の入札
- (2)予定価格を超える金額による入札
- (3)入札金額内訳書の添付及び記載のないもの
- (4)入札金額内訳書の合計金額と入札金額が異なっている入札
- (5)明らかに連合によると認められる入札
- (6)電子認証を不正に使用した入札
- (7)入札要領に違反した入札
- (8)その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

(1)本入札は、事後審査型であるため、最低価格入札者(以下「落札候補者」という。)は、

入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた場合に落札者とする。

- (2) 落札候補者は、開札日の翌日（閉庁日を除く。）までに「入札参加資格確認申請書（事後審査入札）」及びその他関係書類を提出しなければならない。なお、この書類を提出しない場合は、落札候補者の資格を失う。
- (3) 資格審査により失格と決定された落札候補者は、その決定通知を受けた日から3日以内に、理由について説明を求めることができる。

10 契約にかかる特記事項（長期継続契約）

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除する。なお、それに伴い損害が生じたときは、損害の賠償を請求することができる。

11 その他

- (1) 提出された資格確認資料等は、返却しない。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 本公告に記載する以外の事項については、習志野市電子入札約款及び習志野市電子入札システム運用基準のとおりとする。
- (4) 事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号のとおりとする。

12 問合せ先

総務部契約検査課契約検査係
習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話 047-451-1151（代表）